

南山大学ライネルス中央図書館ラーニング・コモンズ利用要領

(趣 旨)

第1条 南山大学ライネルス中央図書館ラーニング・コモンズは、「南山大学ラーニング・コモンズ利用要項」に定めるもののほか、本要領に従うものとする。

(開室日)

第2条 図書館ラーニング・コモンズの開室日は、図書館開館日に準拠する。

(開室時間)

第3条 図書館ラーニング・コモンズの開室時間は、図書館開館時刻から閉館時刻の 30 分前までとする。

(利用者)

第4条 図書館ラーニング・コモンズを利用できる者は、次の各号のとおりとする。

- 1 本学学生および教職員
- 2 その他、図書館長が認めた者

(利用停止)

第5条 図書館長は、「南山大学ラーニング・コモンズ利用要項」に違反し、図書館ラーニング・コモンズの運営に重大な支障を与えた者に対し、期間を定めて利用を停止することができる。

(管理運営)

第6条 図書館ラーニング・コモンズの管理運営は、図書館事務室が行う。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、図書館ラーニング・コモンズの利用に関する必要な事項は、図書館長がこれを定める。

(改 廃)

第8条 この要領の改廃は、図書館委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この要領は、2023年4月1日から施行する。
- 2 南山大学図書館ラーニング・コモンズ利用要領（2017年4月1日施行）は、2023年3月31日をもって廃止する。